

明日の世代を育みます

5. 社会全体で子どもと若者を支えるまち

(質問数 22 - 41)

2023年 2月定例会	本会議	代表質問	神崎	社会全体で子どもと若者を支えるまち (1) 放課後児童クラブへの更なる支援策の充実について	(1) 来年度については、新規開設する物件の改修工事費に対する補助金の上限額を、現在の130万円から240万円まで引き上げるなど、新規開設等に係る物件確保の支援を拡充する。次に、加配支援員への支援については、現在、障害児を受け入れているクラブにおいて、担当の放課後児童支援員等を配置した場合に、その人件費に相当する額を委託料の一部として加算している。加配支援員の継続雇用など、今後、運営事業者との協議の中で状況の把握に努め、国への要望を含めて、必要な支援に取り組んでいきたい。
2023年 2月定例会	本会議	代表質問	添野	人権を基本にすえた学校教育の推進について (2) ヤングケアラー支援について	(2) 市長部局との連携については、「ケアラー・ヤングケアラー支援に向けた検討プロジェクトチーム」において、福祉総務課や子ども家庭支援課等と連携をしてきた。さらに、10区に設置された子ども家庭総合支援拠点の担当職員が、スクールソーシャルワーカー地域連携会議に参加し情報共有を行ったり、スクールソーシャルワーカーと子ども家庭総合支援拠点職員が共に家庭訪問を行い、本来受けることが可能な社会福祉サービスなどを適切につないだりするなど、連携を強化しているところ。今後も関係機関との連携を深め、ヤングケアラーの状況や気持ちに寄り添ったきめ細やかな支援の充実に努めていく。
2023年 2月定例会	保健福祉	議案外	佐伯	プレイパークの市内での拡充について (1) プレイパークの意義について ① あいぱれっとでの状況について (2) 今後の拡充について	(1) ①プレイパーク、冒険はらっぱは、プログラムや禁止事項などをなるべくつくらず、子供たちがやってみたいと思う遊びを子供たちが考えてつくる遊び場として運営している。この冒険はらっぱは、子供たちが伸び伸びと遊ぶことで自己の発見や成長を促すとともに、子供の居場所づくりにも寄与している。また、子どもと一緒にいる保護者同士のつながりや見守ってくださる地域の方々とのつながりが生まれ、子供の健全な成長に加え、地域の絆で子供を育み、世代間での交流もできる場としても機能している。保護者、この大人も含めて、令和3年度で2万6,928名の利用があった。市民の方からの感想としては、年齢が違う子供と触れ合えるとか、おおむね好評をいただいている。 (2) マッチングファンド助成金一般助成事業というのを活用して、これは都市局とも連携しながらですが、ほかの場所、移動型のプレイパークを今、実施しているところ。
2023年 2月定例会	保健福祉	議案外	小川	D×推進について (1) 子ども未来局におけるD×推進について (2) AIの活用(三重県AIを活用した児童虐待対応応援システム)について	(1) 子育て世帯への給付事業などの電子申請、AIを活用した保育所の入所選考や保育関連AIチャットボット、保育コンシェルジュによるオンライン相談など、デジタルを活用した取組を実施しているところ。 (2) 児童相談業務における、AIとかICTの導入によって、経験の浅い職員に対するサポート、それから関連業務を含めた業務の効率化、それから3つ目は、例えば一時保護対応などの迅速化などが期待されるというふうに考えている。既に導入されている自治体に情報収集を行うなどして、本市の児童相談業務に適した積極的なAIやICTの導入に向けて研究していきたい。

				(3) DXに関する施策を展開	(3) DXに関する施策を展開するに当たっては、民間企業等有する、そういったDXの知見や技術が必要であるものと認識している。子ども未来局においても、市民サービスの向上と行政運営の効率化に資するよう、そういった民間企業との連携による行政サービスのデジタル化を引き続き推進していきたいと考えている。
2023年 2月定例会	保健福 社	議案外	小川	放課後児童クラブについて (1) 令和4年5月1日厚労省調査「利用できなかった児童50人以上いる市町村の結果について (2) 今後について	(1) 本市の児童クラブの待機児童が311人、全国で3番目に多いことが明らかになった。人数の把握をこれからやるようなスケジュールになっているので現時点で、例えば2月の頭ですが、この時点でもちょっと実際、来年度どうなるかというのは、今の時点では把握できないような進め方になっているところが現状。 (2) 北区の事例で申し上げますと、同じ学区内で他のクラブで受入れ可能人数が最も多い運営事業者に対して、可能な範囲での受入れを行うための支援員追加配置などの体制整備について、今協議を行っているところ。そういった形で、そのほかにも、将来的な利用人数を踏まえながらも、新規クラブの開設を目指していきたいというような形で今考えている。放課後児童クラブの在り方というところをちょっと見直しさせて、放課後子ども教室と放課後児童クラブの両方の性質を持つ新たな一体型事業の導入について、こちら教育委員会とも連携しながら検討を進めるなど、早期に待機児童解消を図れるような形で努めていきたい。
2023年 2月定例会	保健福 社	議案外	小川	青少年育成について (1) 非行等の経緯がある少年の立ち直り支援、就学支援について	(1) 自治体として実施すべき主な支援としては、資格取得等を含む就学支援、就労支援、そのほかにも円滑な自立を目指すための生活改善支援などがあると整理したところ。資格取得のための学費支援については、非行少年を含む広く社会生活を営む上で困難を抱える若者に対する支援を行っている若者自立支援ルームにおける支援プログラムの一環として実施可能かどうか現在検討しているところ。引き続き困難を抱える子供、若者を地域で連携し、支援していくことが目的に制定されているさいたま市子ども・若者支援ネットワークが3月に開催予定なので、こちらに意見聴取を行った上で制度設計を詰めていきたい。
2023年 6月定例会	本会議	一般質問	出雲	ママ、パパに寄り添った放課後児童クラブの体制や運営支援の充実 (1) 事故が発生した場合の責任の所在について (2) 発達障害や医ケア等の支援や対応について (3) 外国ルーツの子どもたちや保護者への支援について	(1) 児童が利用中に事故やけが等が起きた場合には、その責任については役員個人ではなく、クラブを運営する法人が負うものと考えている。なお、運営法人によっては、保護者会運営であるという特性上、役員に責任を求めることはしない旨を規定しているところ。 (2) 医療的ケア児については、受入れのための医療行為に対応可能な看護師等の配置だけではなく、設備の整備等にも対応可能なクラブにおいて受入れを行っている。こうした支援が必要な児童を受け入れるための担当の放課後児童支援員や看護師等を配置した場合には、その人件費に相当する額を委託料の一部として加算している。対象児童退所後の加配支援員の継続雇用については、放課後児童クラブの安定的な運営に関わる内容でもあるので、引き続き運営事業者との協議において運営状況の把握に努め、国に対する要望も含め、放課後児童クラブの運営全般に対して必要な支援に取り組んでいきたい。 (3) 基本的には各クラブにおいて対応していて、個々の状況にもよるが、外国語を話すことができる職員による対応や学校との連携による対応のほか、翻訳アプリの活用や、別の保護

				<p>(4) 委託基準見直し変更に伴った情報共有について</p> <p>(5) 新たな法人等への運営委託について</p>	<p>者や児童自身が間に入ってコミュニケーションを取るなどにより対応している。さらに支援が必要である御家庭がいる場合には、公益社団法人さいたま観光国際協会や地域のボランティア団体等を紹介している。</p> <p>(4) 昨年度の民設放課後児童クラブの委託実施基準の見直しにより、遊び及び生活の場の消毒、清掃、おやつが発注、購入、会計事務等の運営に関わる業務等、育成支援の周辺業務を担う職員の配置等に必要な経費を支援する育成支援体制強化加算を新たに追加した。昨年度、活用実績のなかった法人に対して個別に活用事例を御紹介するなど、さらなる制度の周知に取り組んでいく。</p> <p>(5) 運営事業者においてクラブ数を増やして運営することは困難である、あるいは新規開設に係る物件の確保が困難な場合などについては、公募により広く事業者を募り、放課後児童クラブに対する需要ニーズに適切に対応している。今後についても、放課後児童クラブの新規開設に当たっては、クラブや運営事業者と協議を重ねながら整備に努めていきたいと考えている。</p>
2023年6月定例会	本会議	一般質問	出雲	<p>命と暮らしを守るさいたま</p> <p>(1) 託児付きの手話講習会・要約筆記者講習会の導入について</p> <p>(2) 化学物質過敏症への理解と対応について</p>	<p>(1) 本市としては、託児を必要とする方をはじめ、幅広い年齢層の方に安心して受講できる体制づくりについて、他自治体等の実施状況を参考にしながら、引き続き調査研究していく。</p> <p>(2) 保育所等では、化学物質過敏症に重点を置いた周知・啓発は市としてこれまで行ってきていない。情報収集したうえで、保育所、幼稚園、放課後児童クラブをはじめとした子どもの通う施設職員に向けて、周知、啓発を図っていきたい。</p>
2023年6月定例会	保健福祉	議案外	西山	<p>生理用品の無償配布について</p> <p>(1) 生理用品の無償配布について</p>	<p>(1) 生理用品の無償配布の取組については、経済的な理由などで生理用品を入手できない方に対して配布するとともに、必要な支援をつなぐことを目的としている。配布場所によって区役所の福祉課とかというあたりですと生活にお困りの方などが取りに来る方が多かった。また、保健センターなどですと、女性に関する教室とか事業をしているので、そういう方たちが取りに来た。年代層の話になりますが、はっきりと住所、氏名、年齢ですとかを確認しないでお渡ししているので、はっきりとしたことは言えないが、20代から50代の方まで総じて同数程度の方が取りに来ている。引き続き必要な予算の確保に努めていく。</p>
2023年6月定例会	保健福祉	議案外	松本	<p>子ども家庭総合拠点について</p> <p>(1) 組織的な位置付けについて</p>	<p>(1) 児童福祉法及び国の要綱に基づき、子ども家庭総合支援拠点の設置及びその運営に関して、令和4年にさいたま市でさいたま市子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱を定め、各区役所の支援課児童福祉係において運営することにしている。児童相談所については、都道府県それから政令市、中核市の一部、特別区等で示されたもので、子ども家庭総合支援拠点については市町村で設置するというふうなことになっている。さいたま市の場合は市区町村ということで、区役所の方に設置をしたという状況。さいたま市は若い職員が多いので、そのあたりの人材育成のことが課題ということと、あと、新しい組織であるので、児童相談所と子ども家庭総合支援拠点の業務の連携の在り方が課題である。</p>

				(2) 児童相談所からの業務移管について (3) 人材育成について	(2) 業務の児童相談所と拠点の業務の連携の仕方とか、あるいは人材育成のところというのが課題と認識している。 (3) 各区の支援拠点の担当者同士が集まるような 養護担当者会議というのを定期的に行っているのははじめ、各区の取組事例等の共有を行い資質の向上を図っているほか、子ども家庭総合支援拠点の新任の担当者を対象とした研修会も実施している。また、児童相談所との連携強化という観点から、児童相談所が主催している新任職員児童相談研修会とか、あとアセスメントプランニング研修等があるが、それに支援拠点の職員も参加している。それから、今年度新たに支援拠点における係長を対象にして、スーパーバイザー研修の開催を新たに予定している。安定した運営や支援の質を確保するために、引き続き支援拠点職員の人材育成には取り組んでいきたい。
2023年 9月定例会	本会議	代表質問	添野	子どもが施策のまん中に (1) 子どもの権利条例の制定について (2) 子どもの権利を守る行動計画の策定について	(1) 基本理念に限らず、子ども会議に代表される子どもの意見反映の仕組みや、子どもの権利擁護委員会等の第三者機関の設置などを規定する条例が主流となっているので、実情に即した、本市にふさわしい取組を含めて、検討を進めていく。 (2) 来年度予定している「第3期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン」の策定にあたり、子どもや子どもの養育者等からの意見を多く取り入れることやワークショップを開催する等、当事者とともに検討を進めていく。子ども・アクションプログラムの策定についても検討していく。
2023年 9月定例会	本会議	一般質問	佐々木	子どもの権利を守り、育ちを見守るまちづくり～子どもの人権擁護委員会の設置について～ (1) いじめや不登校等で悩む過程の相談窓口としての第三者機関について	(1) 毎日24時間相談できるさいたま市24時間子どもSOS窓口や、さいたま市SNSを活用した相談窓口を設置し、子供たちがいつでも相談しやすい環境づくりを行っている。本市においては、既に埼玉県が子供の権利に関する第三者機関である埼玉県子どもの権利擁護委員会を、本市を含んだ全県域を対象として設置していることから、二重行政を避ける意味からも、県の委員会の周知PRに積極的に協力するとともに、役割分担を意識しながら、市の相談機能の充実強化を図っていきたいと考えている。いずれにしても、悩みを抱えた子供たちがどこに相談したらいいか迷わないように、そしていつでも相談できるよう、引き続き埼玉県とも連携し積極的に制度の周知に取り組んでいきたいと考えている。
2023年 9月定例会	保健福祉	議案外	松本	配慮が必要な若者の居場所について (1) 義務教育の若者の居場所について	(1) 社会生活を営む上で困難を有する若者の場所として市内2か所においてさいたま市若者自立支援ルーム事業を実施し居場所を提供するとともに、自立に向けた支援を行っている。引き続き自立支援ルームを含め関連機関等の担い手の育成を図り、若者の自立に向けた取組全体の自立に努めていく。それから、自立支援ルームの整備について、現事業の成果とか、それから利用者の動向、それから利便性等も踏まえながら今後の方針について検討していきたい。
2023年 9月定例会	保健福祉	議案外	松本	子ども家庭総合支援拠点について (1) 相談件数と職員の配置数について	(1) 職員の配置数については、国に示されている基準に沿って大体3名から5名程度、区によって違っているが、配置されている。区ごとでは一番多い区は岩槻区の760件、それから真ん中ぐらいの5番目の大宮区で572件、それから10番目に緑区の287件、287件から760

				(2) 子ども家庭総合支援拠点の判断について	<p>件までちょっと開きがある。まだ1年ちょっとなので、これから実績を見ながら検討していきたい。</p> <p>(2) 児童虐待の相談、連絡があった場合については、さいたま市子ども家庭総合支援拠点の運用マニュアルというものを作成していて、それに沿って児童やその家庭の状況などについて詳細を把握し、具体的には緊急度のアセスメントシートを作成して評価を行っている。さらに過去に対応したことがあるかなどの追加調査を行い、拠点でケースカンファレンスを行って、それで児童相談所への通告あるいはどう対応するかということ必要性等について判断しているという状況。児童相談所への通告は必要だと判断したのが全体で25件、子ども家庭総合支援拠点の対応に児相の方からそちらでということに戻された件数は5件あった。それで、この数の増減傾向については、令和4年度は10区開設の初年度なので、現時点で増減は申し上げにくいですが、今後推移を見ていきたい。</p>
2023年 9月定例会	保健福 社	議案外	西山	<p>若者自立支援ルームについて</p> <p>(1) 就労等の社会参加について</p> <p>(2) 施設の設置場所について</p>	<p>(1) 支援ルームの方からサポステの方につないだケースというのが、令和4年度、実質利用者数が128人、そのうち8名がサポステの方を利用している。サポステから就職に結びついても長続きができずに、サポステではなく、ルームに戻ってくる方については、サポステにおいて可能な支援を継続して案内している。サポステのいわゆる支援が難しい利用者などについては、自立支援ルームのスタッフが個々の利用者の状況を丁寧に確認しながら、本人に合った自立支援プログラムを検討し、段階的に次のステップに向けた支援を行っている。</p> <p>(2) 若者自立支援ルームの桜木ルームについて、当該利用については、再開発地事業に該当していて、令和5年3月の準備組合が設立されたと聞いている、当面は、まちづくりが具現化して実際に事業が開始される段階までの暫定利用を継続する方向で、都市局と協議を進めている。今後については、これまでも地元自治会と良好な関係が構築されていることから、施設や利用者の特性も考慮すると、現在の近隣を中心に移転先の検討を進め、今後も事業を継続できるようにしていきたいと考えている。</p>
2023年 12月定例会	保健福 社	議案外	松本	<p>配慮の必要な子どもへの支援について</p> <p>(1) 東部療育センター準備状況について</p> <p>(2) 医療的ケア保育支援センターについて</p>	<p>(1) 来年2月1日の開設を控え、現在、診察に必要な病院システムやエックス線装置等の導入に向けた準備を行っているほか、診療所の開設許可申請や各種届出などの手続を進めている。また、総合療育センターひまわり学園及び療育センターさくら草に通院中で、東部療育センターひなぎくへの転院を希望する患者さんの転院手続を並行して進めており、ハード面・ソフト面ともに開設日に向け、鋭意準備に取り組んでいる。地域連携の準備状況について、東部療育センターひなぎくでは、初診待ち期間の解消に向けて国の事業を活用し、地域において積極的に障害福祉の活動を行っている事業所と連携をしている。また、1月の下旬、主に東部地域の小児科の医療機関を対象に説明会を実施するなど、継続的に地域の医療機関と連携を深め、地域全体でさらなる支援につなげていけるよう体制の整備を進めている。</p> <p>(2) 医療的ケア児に関する保護者からの相談機能については、これまでさいたま市保育所等における医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインというものに基づき、各区支援課と</p>

					<p>あとは医療的ケア児の受入れ施設が随時担ってきたところ。当センターにおける支援事業の内容については、医療的ケア児とその家族への支援として、保育施設への入所とか育児に関する相談、あるいは医療的ケア児の一時預かりなどの事業を実施している。また、医療的ケア児の提携を行う保育施設等への支援として、研修などの事業も行っていく予定。各区への展開は、各区支援課とか保育施設等を連携していくことで、支援体制を構築していきたい。 6</p>
2023年 12月定例会	本会議	一般質問	相川	<p>(1) 養育里親を増やすことについて (2) 週末里親制度や季節里親制度の導入について</p>	<p>(1) 本市における養育里親は平成25年度は134組でしたが、令和4年度には196組となり、10年間に、約1.5倍に増加し、令和3年度には委託率が46%で、全国第3位ということ。里親制度の普及啓発活動としては、様々な方法で周知啓発活動に取り組んできた。養育里親を更に増やすため、子育て経験を有する方に対する、里親制度の周知啓発が効果的であると認識している。</p> <p>(2) 週末里親制度や季節里親制度の取り組みは有効と認識しておりますことから、今後、他自治体の先進事例などを参考に、検討していきたい。</p>
2023年 12月定例会	まちづくり	議案外	出雲	<p>都市公園におけるボール遊びの検討状況 (1) 公園の禁止事項についての考え方</p>	<p>(1) 公園の禁止事項についての考え方について、都市公園における禁止行為は、都市公園法や都市公園条例において規定しているもの。法や条例で定めた事項のほか、ボールの隣接家屋への飛び込みによるトラブルなどを公園管理者が管理上必要と判断した場合には、ボール遊び禁止などの禁止事項を設定している。一方、本市としても、公園内の禁止事項が多過ぎるといった課題を認識している。地域特性、あるいは公園の状況に応じた柔軟な公園のルールづくりができる仕組みの構築を目指している。本市では、身近な公園のルールづくりガイドラインの作成に取り組んでいる。この策定に当たり、地域の皆様と協働を進めていく必要があるところから、これまでその調整を進めながら素案の検証を行ってきた。現在、既存の公園におけるケーススタディーの取組を進めていて、本年の9月に地元自治会と意見交換を行い、11月に現地立会いを行い、課題を共有しているところ。今後、利用者、また近隣住民の方々に周知を行った上で、ワークショップの開催を予定している。</p>
2024年 2月定例会	保健福祉	議案外	松本	<p>家庭内に問題を抱える若者について (1) 家出について (2) 居場所について</p>	<p>(1) (2) 令和4年度について、児童本人からの相談は17件、警察からの通告は39件。その対応については、児童本人やその保護者からの相談があった場合は、児童の安全の確保とか、家出の理由、それからどのような支援が必要なのかなどについて、本人それから保護者から話を伺い、双方と話し合い、場合によっては家庭内のルールを設定とか、地域等での支援者の確保など調整するなど、児童が安全安心に生活できることを最優先に適切な対応に努めている。一方で、警察のほうで家出行方不明届を受理し、捜索により児童を発見した場合には、児童本人が、あるいは警察に保護を求めた場合とか、警察の判断で保護者の引き渡し適切でないと判断されると、児童相談所のほうに通告されることになり、この場合も児童本人、それから保護者からの相談と同様の対応を行って、必要に応じて一時保護等も実施している。最近では、市として家庭内の虐待の状況に応じた様々なニーズの対応として、一時保護とかその施設入所に代わる新たな居場所、あるいは支援のスキーム</p>

					<p>みたいなものが必要との議論もあるので、本市でも研究して、家出を含め問題を抱える若者の支援を進めていきたい。</p>
2024年6月定例会	本会議	一般質問	相川	<p>相談者の声から市政提言していくことについて (1) アウトリーチ支援について</p>	<p>(1) ひきこもり対策については、ひきこもり相談センターにおいて、本人、家族、関係機関からの相談に応じている。個々の状況に合わせたきめ細やかな支援を行う中で、必要に応じてアウトリーチ支援を行っている。また、各学校においては不登校児童生徒を把握し、電話・家庭訪問により対象児童の状態に合わせた支援を行っている。</p>
2024年6月定例会	保健福祉	議案外	添野	<p>放課後子ども居場所事業について (1) モデル事業の今後について (2) 運営事業者の選定について (3) 民設クラブ、公設クラブ、放課後チャレンジスクールなどへの影響と対応について (4) 保育の生活の質確保について</p>	<p>(1) 今年と来年のモデル事業について、放課後居場所事業のいろんなパターン、大規模校とか、専用室を学校内に設けなければいけないような、パターンの検証をしながら、全市展開を視野に順次導入を進めていく。待機児童が生じる見込みのある学区から優先して整備を行うことを予定している。今年度のモデル事業の検証を引き続き進めながら、どうやって組み込んでいくかしっかり検討していきたい。</p> <p>(2) 市のプロポーザルの選考人のマニュアルにのっとり行い、応募された結果としては、個別にももちろん通知し、ホームページでも周知している。</p> <p>(3) それぞれの学区内にある民設クラブの入室児童数というのが、増えたところもあるし、それほど影響がなかったということもある。民設クラブに対する影響についても引き続き検証して、どのような支援が必要なのか、このモデル事業の実施状況を引き続き注視していく中で検証を深めていきたい。</p> <p>(4) 職員配置について、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型事業ということなので、少し最低基準といった面、配置基準といった面では、放課後児童クラブよりは少し下がるのは心配だとは思いますが、今モデル事業をやっている運営事業者からの報告では、放課後児童クラブに当てはめた場合の人員配置と変わらない配置を行いながらやっていることを確認している。障害のある児童についても、放課後児童クラブと同様、同じ基準の加配の職員というのを配置して、この事業が安全・安心にできるように今取り組んでいる。</p>
2024年9月定例会	本会議	一般質問	出雲	<p>子どもたちの満足な遊びのために (1) プレイパーク・ボール遊びができる環境の確保に向けて (2) ハード対策の充実 (3) (仮称) 身近な公園のルールガイドラインの作成について</p>	<p>(1) (2) (3) プレイパークを市内各地に展開できる仕組みづくりに取り組んでいく。公園内の禁止事項が多過ぎるといった課題を認識しており、今後のこどもまんなか社会を実現していくためにも、地域特性や公園の状況に応じた柔軟な公園のルールづくりができる仕組みの構築を目指している。地域が主体となって定めることができる「(仮称) 身近な公園のルールづくりガイドライン」の作成に取り組んでいる。ガイドライン作成に向けて、実施事例を作っていけるよう取り組んでいく。現在、さいたま市では、ルールづくり促進に併行し、早期に実現可能な取組として、実験的に、近隣や他者への影響が少ない公園において、ボール遊びのルールを掲載した看板を設置し、ルールの緩和を行っている。公園のハード整備の件について、防球ネット設置や利用者間のすみ分け等のハード対策を充実させることについては、隣接する住宅へのボールの飛込みを防ぐ方法としても、快適な公園利用を促進する方法としても、有効な手段であるが、ボール遊びに伴う近隣への騒音や他の公園利</p>

					<p>利用者への影響について、地域の方々の理解が必要であるため、まずは、公園利用者や近隣に住むの方々が納得できるルールづくりを地域主体で進めるとともに、地域から理解が得られるなどの条件が整うようであれば、公園の新規整備やリニューアルに際して、子供たちが遊びやすいハード整備についても検討していきたい。</p>
--	--	--	--	--	--